

議 事 録

会 議 名	平成29年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年2月27日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎 第3会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第2回定例総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、1番木内委員と2番佐藤委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について議案番号5号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号5号を朗読)(説明) 本案件は位置図にありますとおり生往寺南東に約50mにあります市街化調整区域、農業振興地域内の農地2筆です。 譲受人と譲渡人とは兄弟で、譲受人に家族が増え居宅の増築を経ましたが、駐車場等が狭く、水道検針時には車を移動させなければならない等の支障をきたしたまま現在に至りました。譲渡人に相談したところ、当該地はさがみ縦貫道北側に位置し、日当たりも悪くなり耕作地にも適さなくなったため、贈与を受け自己住宅の敷地拡張として農地転用許可申請に至りました。</p> <p>なお、農地法に基づく農地転用許可お判断基準となる立地基準としては、西の隣接農地から茅ヶ崎市萩園の農地と10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地となります。</p> <p>原則、不許可ですが、例外的に許可となる「特別の立地条件を必要とする事業の用に供するために行われるものであること、今回については宅地が該当し、その施設の拡張となっています。拡張については、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限られていて、当案件についても2分の1以内となっています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 番：2月14日事務局と現地調査してまいりました。圏央道の北側の細い農地。隣地が農家分家で、その宅地の敷地拡張ということで、特に問題ないと思われれます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号5号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長：次に日程第2、非農地証明願について、議案番号6号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号6号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり工業団地入口交差点より南東約160mにあります市街化調整区域、農業振興地域内にある2筆です。

家屋のある筆については、大正時代より家屋が建っていたとのことですが、添付書類の昭和48年当時の航空写真で確認しています。もう1筆についても、昭和44年の換地処分時には宅地の庭敷地として利用されており、昭和48年当時の航空写真で確認でき、現在はコンクリート敷となっています。

両筆とも宅地課税で過去10年間、違反地として指導もないことから、現況から農地への復元は不可能と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準としては、工業団地入口交差点付近の市街化区域より連たんとなり第3種農地です。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：2月14日事務局とで現地調査に行ってきました。事務局の説明どおりで、私が物心ついたときから建物はあり、問題ないと思われま。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号6号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会 長：次に日程第3、議案番号7号と8号、被相続人が同一ですので併せて上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号7号8号を朗読)(説明)

当案件につきましては、地区担当委員と事務局で6筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意思があることを確認しています。

会 長：続いて地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：冬野菜もあり、綺麗に農地管理されていて問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号8号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号7号8号は原案のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに決定します。

会 長：次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について、議案番号9号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号9号を朗読)(説明)

当案件につきましては、平成20年に利用権を設定した農地の3回目の更

新です。現地は利用権設定当初より畑として管理されています。所有者と耕作者から、更新の申し出があり期間を3年間から1年間に変更し利用権を設定するものです。耕作者は横浜市に居住していますが、事務局職員が当該地方面へ農地パトロールをすると、耕作者の車が止まっていることが多く、野菜を中心に引き続き農業に励んでいます。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：2月14日事務局とで現地調査に行ってきました。現地には耕作者がいられて、熱心に耕作されていました。問題ないと思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号9号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。

会 長：次に議案番号10号を上程します。議案番号10号については私が利用権の設定を受ける者ですので、議事進行を会長職務代理へお願いし、当該事案の審議開始から終了まで退席します。関係議案終了後に入室・着席します。

(会長退室・会長職務代理着席)

会長職務代理：それでは議案番号10号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)(説明)

当案件につきましては、隣地にて蓮を栽培している耕作者と所有者との利用権の設定です。所有者は自宅から当該地まで距離があり、耕作を続けることが難しく、当初、畑に埋め立てて貸し出す予定でしたが、隣地で田として耕作している今回の借り手へ相談したところ、田のままで利用権の設定の話が決まったことでの申し出です。

借り手の耕作者は隣地のほか約20,000㎡弱水稻、花き等を耕作しており、今回の利用権の設定は問題ないと思われます。

会長職務代理：続いて現地調査しました私から、詳細並びに補足説明をします。

会長職務代理：事務局の説明どおり水稻、花き等を耕作しており、問題ないと思われます。

会長職務代理：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会長職務代理：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長職務代理：では全員賛成ですので、議案番号10号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。

それでは、再び議事進行を会長にお願いします。

(会長入室、着席)

会 長：続いて日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号8号から12号の5件と、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号13号から15号の3件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号8号から15号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

	<p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成29年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成29年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（1番） 木内 幹雄 議事録署名人（2番） 佐藤 晃

本議事録は、平成29年3月24日、承認・署名を得て確定しました。